

1 議案名

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について

2 提案理由

職員の健康を確保するための措置を十分に行えるようにするため、所要の改正を行う必要がある。

福利厚生課

## 徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について

福利厚生課

### 1 改正の理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の一部が改正され、事業者は、  
①労働者の心身の状態に関する情報(以下「健康情報等」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないこととされ、  
②健康情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととされた。

このことを踏まえ、職員の健康を確保するための措置を十分に行えるようにするため、所要の改正を行う必要がある。

### 2 改正の概要

総括安全衛生管理責任者(※1)は、別に定めるところにより(※2)、健康情報等を適正に管理しなければならないこととする。

(※1) 総括安全衛生管理責任者は、副教育長をもって充てている。

(※2) 厚生労働省「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、今後、健康情報等の取扱いに関する指針を定める。

### 3 施行期日

令和4年4月1日

条 例 等 立 案 表

|   |                            |
|---|----------------------------|
| <p>題 名<br/>徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令</p>   | <p>課(室)名<br/>福 利 厚 生 課</p> |
|   | <p>担当者名<br/>山 本 光</p>      |
|   | <p>電話番号<br/>三 一 七 八</p>    |
| <p>制定理由<br/>職員の健康を確保するための措置を十分に行えるようにするため、所要の改正を行う必要がある。</p>  |                            |
| <p>あらまし<br/>一 総括安全衛生管理責任者は、職員の心身の状態に関する情報を適正に管理しなければならないこととした。<br/>二 この訓令は、令和四年四月一日から施行することとした。</p> |                            |
| <p>予算上の措置</p>   | <p>考<br/>備</p>             |
| <p>関係法規</p>   |                            |
| <p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要・否</p>  |                            |

徳島県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成六年徳島県教育委員会訓令第一号）の  
一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十五条」に改める。

第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条  
とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（心身の状態に関する情報の取扱い）

**第三十二条** 総括責任者は、別に定めるところにより、職員の心身の状態に関する情報を  
適正に管理しなければならない。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 安全衛生管理組織（第三条―第十三条）</p> <p>第三章 健康管理（第十四条―第三十条）</p> <p>第四章 雑則（第三十一条―<del>第三十五条</del>）</p> <p>附則</p>   | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 安全衛生管理組織（第三条―第十三条）</p> <p>第三章 健康管理（第十四条―第三十条）</p> <p>第四章 雑則（第三十一条―<del>第三十四条</del>）</p> <p>附則</p>  |
| <p>第四章 雑則</p> <p>（健康管理に関する秘密の保持）</p> <p>第三十一条 健康管理に関する事務に従事した職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p><del>（心身の状態に関する情報の取扱い）</del></p> <p>第三十二条 総括責任者は、別に定めるところにより、<del>職員</del>の心身の状態に関する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>（労働基準監督機関への報告）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>（健康診断個人表の転送）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第三十五条（略）</p> | <p>第四章 雑則</p> <p>（健康管理に関する秘密の保持）</p> <p>第三十一条 健康管理に関する事務に従事した職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p><del>（新設）</del></p> <p>第三十二条（略）</p> <p>（健康診断個人表の転送）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第三十四条（略）</p> |